



山形県公報

平成16年11月9日(火)
第1592号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                      |      |
|-------------------------------|----------------------|------|
| 争議行為を行う旨の通知.....              | (雇用労政課) ...          | 1219 |
| 障害者就業・生活支援センター変更の届出.....      | ( 同 ) ...            | 1221 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....            | (村山総合支庁農村計画課) ...    | 同    |
| 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定..... | (庄内総合支庁森林整備課) ...    | 同    |
| 都市計画事業の変更の認可.....             | (都市計画課) ...          | 1222 |
| 道路の区域の変更.....                 | (村山総合支庁建設総務課) ...    | 1223 |
| 同 .....                       | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同    |
| 同 .....                       | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 同    |
| 同 .....                       | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 1224 |
| 同 .....                       | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 同 .....                       | ( 同 ) ...            | 同    |
| 県道の供用の開始.....                 | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 1225 |
| 同 .....                       | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                    |   |
|--------------------|---|
| 政治団体の収支報告書の訂正..... | 同 |
|--------------------|---|

### 公 告

|                    |             |      |
|--------------------|-------------|------|
| 大規模小売店舗の変更の届出..... | (商業振興課) ... | 1227 |
| 同 .....            | ( 同 ) ...   | 1228 |
| 同 .....            | ( 同 ) ...   | 1229 |
| 同 .....            | ( 同 ) ...   | 1231 |
| 同 .....            | ( 同 ) ...   | 1232 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第1051号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成16年10月28日次のとおり通知があった。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 事 件  
年末一時金等の要求に関する件
- 2 期 間

平成16年11月10日以降事件解決の日まで

## 3 場所

|                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院        | 鶴岡市文園町9番34号          |
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな | 同日枝海老島159番1号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック     | 同                    |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立リハビリテーション病院 | 東田川郡壮引町大字上山添字神明前38番地 |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所       | 鶴岡市大山二丁目26番3号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所       | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9   |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば   | 鶴岡市双葉町13番45号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立慢性疾患クリニック   | 同 文園町11番3号           |
| 医療法人健友会<br>本間病院             | 酒田市中町三丁目4番20号        |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所           | 同 中町三丁目3番18号         |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき   | 同                    |
| 医療法人健友会<br>在宅介護支援センター       | 同                    |
| 医療法人山容会<br>山容病院             | 同 高砂二丁目1番64号         |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院     | 山形市沖町79番1号           |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院  | 同 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人松柏会<br>至誠堂総合病院          | 同 桜町7番44号            |
| 医療法人松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地    |
| 医療法人松柏会<br>至誠堂老人訪問看護ステーション  | 山形市桜町4番10号           |
| 医療法人松柏会<br>桜町わかばクリニック       | 同                    |
| 医療法人松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション    | 同                    |
| 医療法人松柏会<br>訪問看護ステーションコスモス   | 同 上町四丁目6番12号         |
| 医療法人松柏会<br>至誠堂とかみクリニック      | 同 富神前48番5号           |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院         | 同 桜町2番68号            |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院         | 同 長町二丁目10番56号        |

医療法人篠田好生会  
 天童温泉篠田病院 天童市鎌田一丁目 6 番46号  
 医療法人二本松会  
 山形病院 山形市桜町 2 番75号  
 医療法人二本松会  
 上山病院 上山市金谷字下河原1370番地  
 医療法人二本松会  
 心療内科ネルフェンクリニック 山形市城南町三丁目 6 番24号  
 医療法人二本松会  
 精神障害者地域生活支援センター 同 城南町二丁目 1 番41号

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第1052号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条で準用する同法第27条第3項の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称              | 変 更 事 項 | 変 更 内 容           |                 |
|------------------|---------|-------------------|-----------------|
|                  |         | 変 更 前             | 変 更 後           |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 事務所の所在地 | 長井市高野町二丁目 3 番 1 号 | 同 左             |
|                  |         |                   | 山形市緑町一丁目 9 番30号 |

山形県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
山形市沼の辺土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市山家町二丁目 4 番48号
- 3 認可年月日  
平成16年10月28日

山形県告示第1054号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 区域及び期間

| 区 域   |                                       | 期 間                           |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名                                 |                               |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜        | 平成16年11月28日から<br>平成17年6月20日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、新町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                           |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                       | 同 上                           |

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病害虫等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことができる。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第1055号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 施行者の名称

酒 田 市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画下水道事業
- (2) 名 称 酒田公共下水道

3 変更の内容

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 な し

4 事業施行期間

昭和45年9月14日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|-----------------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 山形市大字風間字砥切山2090番 8 から<br>同 大字十字字寺街道2380番 1 まで | 旧    | 53.0 メートル<br>と<br>12.0 | メートル<br>320 |
| 同 上                                           | 新    | 40.5 メートル<br>と<br>12.0 | 同 上         |

## 山形県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 白滝宮宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字太郎字久保田 5 番 6 から<br>同 字前小路72番 3 まで | 旧    | 40.5 メートル<br>と<br>9.8  | メートル<br>285 |
| 同 上                                        | 新    | 17.4 メートル<br>と<br>12.5 | 同 上         |

## 山形県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 長瀬野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|---------------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 東根市大字蟹沢字羽黒堂680番 1 から<br>同 大字野田字七クボ648番 1 まで | 旧    | 4.5 メートル<br>と<br>17.0 | メートル<br>2,997 |
| 同 上                                         | 新    | 4.5 メートル<br>と<br>17.0 | 同 上           |

|                      |         |       |
|----------------------|---------|-------|
| 東根市大字蟹沢字羽黒堂638番 1 から | 6.0メートル | メートル  |
| 同 大字郡山字ノキ八251番 1 まで  | 42.0    | 1,637 |

## 山形県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延 長   |
|---------------------------|------|-----------|-------|
| 西置賜郡小国町大字叶水字北原二1220番 1 から | 旧    | 45.0メートル  | メートル  |
| 同 大字市野々字大平651番20まで        |      | 5.6       | 2,440 |
| 同 上                       | 新    | 45.0メートル  | メートル  |
| 同 上                       |      | 4.5       | 2,465 |
| 同 上                       |      | 45.0メートル  | メートル  |
| 同 上                       | 新    | 4.5       | 2,465 |
| 同 上                       |      | 207.0メートル | メートル  |
| 同 上                       |      | 8.5       | 1,640 |

## 山形県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                   | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延 長  |
|-----------------------|------|----------|------|
| 東田川郡櫛引町大字松根字中松根169番から | 旧    | 6.8メートル  | メートル |
| 同 字上松根93番まで           |      | 5.1      | 151  |
| 同 上                   | 新    | 10.2メートル | 同 上  |
| 同 上                   |      | 5.6      |      |

## 山形県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 三瀬水沢線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|------------------------------------|---|------|------------------|-------------|
| 鶴岡市大字大広字町川113番3から<br>同 字獄ノ下294番1まで |   | 旧    | 25.0メートル<br>16.0 | メートル<br>210 |
| 同                                  | 上 | 新    | 25.0メートル<br>16.0 | 同上          |
| 同                                  | 上 |      | 37.0メートル<br>14.0 | メートル<br>213 |

## 山形県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高橋和雄

- 路線名 白滝宮宿線
- 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字太郎字久保田5番6から  
同 字前小路72番3まで
- 供用開始の期日 平成16年11月9日

## 山形県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年11月9日から同年11月22日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高橋和雄

- 路線名 玉川沼沢線
- 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字叶水字北原二1220番1から  
同 大字市野々字大平651番20まで
- 供用開始の期日 平成16年11月9日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第171号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により平成16年10月27日付け山形県選挙管理委員会告示第164号で公表した平成15年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成16年11月9日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

(政党) 単位：円

| 政治団体の名称                                  | 民主党山形県第3区総支部 |
|------------------------------------------|--------------|
| 報告年月日                                    | 16. 3.10     |
| 収入総額                                     | 15,021,316   |
| 前年繰越額                                    | 2,771,315    |
| 本年收入額                                    | 12,250,001   |
| 支出総額                                     | 14,987,301   |
| 本年收入の内訳                                  |              |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |              |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 1,550,000    |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          | 1,550,000    |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |              |
| 政党匿名寄附                                   |              |
| 事業収入(内訳別掲)                               |              |
| 交付金収入                                    | 10,700,000   |
| 借入金(内訳別掲)                                |              |
| その他の収入(内訳別掲)                             | 1            |
| 1件10万円未満のもの                              | 1            |
| 支出の内訳                                    |              |
| 経常経費                                     | 7,279,286    |
| 人件費                                      | 3,362,623    |
| 光熱水費                                     | 133,860      |
| 備品・消耗品費                                  | 1,436,223    |
| 事務所費                                     | 2,346,580    |
| 政治活動費                                    | 7,708,015    |
| 組織活動費                                    | 147,791      |
| 選挙関係費                                    |              |
| 事業費                                      | 7,544,748    |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 | 7,544,748    |
| 調査研究費                                    | 15,476       |
| 寄附・交付金<br>その他の経費                         |              |
| 資産等の有無                                   | 無            |
| 訂正年月日                                    | 16.10.29     |

民主党山形県第3区総支部

○本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

| 交付金を供与した本部又は支部の名称 | 主たる事務所の所在地 | 金 額         |
|-------------------|------------|-------------|
| 民主党本部             | 東京都千代田区    | 10,200,000円 |
| 民主党山形県総支部連合会      | 山形市        | 500,000円    |



## ○寄附の内訳

(個人分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金 額        | 住所・所在地 |
|-----------|------------|--------|
| 齋 藤 淳     | 1,300,000円 | 酒田市    |
| 和 嶋 未 希   | 250,000円   | 酒田市    |

---

公 告

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年3月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ北町店  
山形市桧町四丁目4番21号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 山澤 進
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名    |
|---------------|--------------------|-----------|
| 株式会社 ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 山 澤 進     |
| 株式会社 ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 山 澤 進     |
| 株式会社 マルシメ     | 寒河江市本町二丁目10番38号    | 齊 藤 貴 裕   |
| 有限会社 緋 屋      | 山形市飯塚町字西原北1074番地の1 | 東 海 林 文 明 |
| 株式会社 十 一 屋    | 山形市七日町一丁目4番32号     | 松 倉 公 一   |
| エヌイー株式会社      | 天童市大字高木614番地       | 松 田 信 男   |
| 株式会社 志 鎌 園    | 山形市流通センター二丁目5番地の4  | 志 鎌 秀 人   |
| 株式会社 タ ッ ミ ヤ  | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 曲 淵 恵 美 子 |
| 有限会社 鳴子熱帯植物園  | 宮城県玉造郡鳴子町字星沼15     | 木 村 幹 愛   |
| 株式会社 ブラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地      | 大 島 康 弘   |
| 株式会社 キャンドゥ    | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号    | 城 戸 博 司   |
| 株式会社 シ ブ ヤ    | 寒河江市末広町4番43号       | 渋 谷 政 義   |

（変更後）

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名    |
|---------------|--------------------|-----------|
| 株式会社 ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 山 澤 進     |
| 株式会社 ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号     | 石 黒 晴 美   |
| 株式会社 マルシメ     | 寒河江市本町二丁目10番38号    | 齊 藤 貴 裕   |
| 有限会社 緋 屋      | 山形市飯塚町字西原北1074番地の1 | 東 海 林 文 明 |
| 株式会社 十 一 屋    | 山形市七日町一丁目4番32号     | 松 倉 公 一   |
| エヌイー株式会社      | 天童市大字高木614番地       | 松 田 信 男   |
| 株式会社 志 鎌 園    | 山形市流通センター二丁目5番地の4  | 志 鎌 秀 人   |
| 株式会社 タ ツ ミ ヤ  | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 曲 淵 恵 美 子 |
| 有限会社 鳴子熱帯植物園  | 宮城県玉造郡鳴子町字星沼15     | 木 村 幹 愛   |
| 株式会社 プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地      | 大 島 康 弘   |
| 株式会社 キャンドゥ    | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号    | 城 戸 博 司   |
| 株式会社 た け う ち  | 兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28 | 竹 内 實     |

## 4 変更年月日

- (1) 株式会社ヤマザワ薬品に係る事項

平成16年6月24日

- (2) (1)以外の事項

平成16年9月10日

## 5 届出年月日

平成16年10月27日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年3月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年3月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ漆山店

山形市大字漆山2570番 1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号

代表取締役 山澤 進

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）

| 氏名又は名称      | 住 所                | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号 | 山 澤 進  |
| 株式会社 ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号 | 山 澤 進  |
| 渡 辺 弘 英     | 山形市大字七浦599番地 1     |        |

（変更後）

| 氏名又は名称      | 住 所                | 代表者の氏名  |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号 | 山 澤 進   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号 | 石 黒 晴 美 |
| 渡 辺 弘 英     | 山形市大字七浦599番地 1     |         |

## 4 変更年月日

平成16年 6 月24日

## 5 届出年月日

平成16年10月27日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年 3 月 9 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成17年 3 月 9 日まで縦覧に供する。

平成16年11月 9 日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江プラザ店

寒河江市大字寒河江字横道65番 1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 藤原 秀次郎

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------|-----------------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 山 澤 進   |
| 株式会社 アベイル     | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 島 村 治 伸 |
| 株式会社 ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 山 澤 進   |
| 株式会社 マルシメ     | 寒河江市本町二丁目10番38号       | 齊 藤 貴 裕 |
| 有限会社 鳴子熱帯植物園  | 宮城県玉造郡鳴子町字星沼15        | 木 村 幹 愛 |
| 有限会社 梅 の 家    | 天童市一日町二丁目4番45号        | 国 井 久 男 |
| 株式会社 丹野園茶舗    | 西村山郡河北町大字溝延535番の2     | 丹 野 慎 也 |
| 株式会社 タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号    | 曲 淵 恵美子 |
| 株式会社 プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地         | 大 島 康 弘 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------|-----------------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 山 澤 進   |
| 株式会社 アベイル     | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 島 村 治 伸 |
| 株式会社 ヤマザワ薬品   | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 石 黒 晴 美 |
| 株式会社 マルシメ     | 寒河江市本町二丁目10番38号       | 齊 藤 貴 裕 |
| 有限会社 鳴子熱帯植物園  | 宮城県玉造郡鳴子町字星沼15        | 木 村 幹 愛 |
| 有限会社 梅 の 家    | 天童市一日町二丁目4番45号        | 国 井 久 男 |
| 株式会社 丹野園茶舗    | 西村山郡河北町大字溝延535番の2     | 丹 野 慎 也 |
| 株式会社 タツミヤ     | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号    | 曲 淵 恵美子 |
| 株式会社 プラザクリエイト | 東京都千代田区五番町1番地         | 大 島 康 弘 |

## 4 変更年月日

平成16年6月24日

## 5 届出年月日

平成16年10月27日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年3月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに村山市役所において平成17年3月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

村山ショッピングプラザ

村山市楯岡新町三丁目5381番外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

代表取締役 浅倉 俊一

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (変更前) 村山ショッピングプラザ  
村山市大字楯岡字渋田5381番外
- (変更後) 村山ショッピングプラザ  
村山市楯岡新町三丁目5381番外

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称       | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|--------------|-----------------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ    | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 山澤 進   |
| 株式会社 しまむら    | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 藤原 秀次郎 |
| 株式会社 ダイユーエイト | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地     | 浅倉 俊一  |
| その他は未定       |                       |        |

（変更後）

| 氏名又は名称       | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|--------------|-----------------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ    | 山形市あこや町三丁目8番9号        | 山 澤 進   |
| 株式会社 しまむら    | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 藤 原 秀次郎 |
| 株式会社 ダイユーエイト | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地     | 浅 倉 俊 一 |
| 有限会社 花伝説華樹   | 村山市楯岡十日町3番17号         | 嘉 規 正 嗣 |
| 卯 野 志 津 江    | 村山市樽石481番地            |         |

## 4 変更年月日

## (1) 3の(1)に掲げる事項

平成16年10月26日

## (2) (1)以外の事項

平成16年5月18日

## 5 届出年月日

平成16年10月27日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年3月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成17年3月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタージョイ寒河江ショッピングセンター  
寒河江市大字寒河江字赤田71番4号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 東根市神町中央二丁目2番6号  
代表取締役 小関 充

## 3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の位置  
（変更前） 縦覧に供する図面のとおり  
（変更後） 縦覧に供する図面のとおり

## 4 変更年月日

平成16年11月5日

## 5 届出年月日

平成16年10月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年3月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤   | 正   |
|------------|--------------|------|-------|-----|-----|
| 平成16.10.12 | 第1584号       | 1110 | 下から27 | 掘切沢 | 掘切沢 |

平成16年11月9日印刷  
平成16年11月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056